

さくらのクリニック（医科）

当院の医療機関指定事項について

当院は保険医療機関であり、以下の医療機関届け出を行っています。

- ・生活保護法指定医療機関
- ・労災保険指定医療機関

当院で算定している施設基準について

◎ 医科：施設基準 ◎

1 一般名処方加算1・2

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、『商品名』ではなくその医薬品の『有効成分』を処方箋に記載することをいいます。

2 明細書発行体制等加算

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に行うため、領収証の発行の際に個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書の発行を希望されない方はお申し付けください。